

錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成24年7月25日（水）午後2時から

2、開催場所 錦江町役場本庁2階会議室

3、出席委員（20人）

会長		宿利原勝吉
会長代理		近川 正人
委員	2番	鈴 一磨
〃	3番	東郷 輝昭
〃	4番	木原 光郎
〃	5番	厚ヶ瀬博文
〃	6番	黒瀬 正
〃	7番	牧原 昇
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	樋渡 俊信
〃	10番	平原 栄
〃	12番	貫見 和洋
〃	13番	鮫島 廣幸
〃	14番	猪鹿倉昭雄
〃	15番	落司 順一
〃	16番	畠中 正秋
〃	17番	寺田 郁哉
〃	18番	安水 義文
〃	19番	徳永 哲朗
〃	20番	基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 事務局長 南園高樹 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第17号 農地法第3条許可申請について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第20号 耕作放棄地調査の非農地の取り扱いについて

議長 | 只今より平成24年度第4回錦江町農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会の出席は全員出席であり（欠席者ありの場合；20名中 名で定足数に達しており）、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により本日の会議録署名委員を6番黒瀬委員と7番牧原委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

次に事務局から会務報告と説明をお願いします。

事務局

(会務報告と説明)

議長

只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

全委員

(発言なし)

議長

ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。

それでは附議事項に入ります。

議案第17号「農地法第3条許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第17号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

農地法第3条許可申請受付番号9号譲渡人は、K市在住のK、Tさんで譲渡理由は規模縮小です。申請地は2筆あります。1筆目は神川字宇都208番2、地目は台帳現況ともに畑、地積は272㎡、2筆目は神川字宇都208番3、地目は台帳が田、現況が畑、地積は411㎡で2筆合計683㎡となっています。

譲受人は、H、Tさん31歳でT自治会にお住まいの方です。

経営規模は、世帯員3、労働力3、農地の所有については自作地が4,294㎡、小作地が7,931㎡合計12,225㎡です。

譲受理由は規模拡大となっています。

農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。

農業機械の装備については、トラクター、耕運機を所有されています。

農作業従事については、年間従事できるような記載があり、農業歴10年以上の経験があるようです。

農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。調査委員は7番の牧原委員となっています。

次に受付第10号 譲渡人はO市在住のH、Hさんで譲渡理由は規模縮小です。

申請地は、馬場字芝山465番地、地目は台帳現況とも田、地籍は633㎡です。

譲受人は、M、Tさん60歳でS自治会にお住まいの方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、農地の所有については自作地が3375㎡、小作地が1,000㎡合計4,375㎡です。譲受理由は、規模拡大となっています。

農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。

農業機械の装備については、トラクター、管理機、軽トラック、動力噴霧器等を所有されています。

農作業従事については、年間従事できるよう記載があり、農業歴9年以上の経験があるようです。

農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。調査委員は15番の落司委員となっています。

次に受付第11号、譲渡人はR自治会のM、Mさんで譲渡理由は規模縮小です。

申請地は、城元字大田中1140番地、地目は台帳現況ともに田、地積は412㎡です。

譲受人は、R, Tさん69歳でM自治会にお住まいの方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、農地の所有については自作地が4,450㎡、小作地はありません。譲受理由は規模拡大となっています。

農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。

農機具の装備については、トラクター、耕運機等となっています。

農作業従事については、年間従事できるよう記載があり、農業歴45年以上の経験があるようです。

農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。調査委員は4番の木原委員となっています。

次に受付第12号、譲渡人はA, TさんKN自治会の方です。譲渡理由は規模縮小です。

申請地は、神川字岩迫5569番1、地目は台帳現況ともに畑、地積は1,246㎡です。

譲受人は、H, Tさん52歳でKN自治会にお住まいの方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地はなく小作地が4,374㎡です。譲受理由は、規模拡大です。

農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。

農器具の装備については、トラクター、耕運機等となっています。

農作業従事については、年間従事できるよう記載があり、農業歴は18年以上の経験があるようです。

農地の全部利用と要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。調査委員は、12番の鮫島委員です。以上、説明を終わります。

議長 それでは、牧原委員、落司委員、木原委員、鮫島委員の順に調査報告をお願いします。初めに7番牧原委員をお願いします。

7番 牧原委員 それでは7番報告いたします。9番のK, Tさんは、K市在住で出身はこちらなんですが、帰ってこないということで丁度このKの田んぼと畑なんですが、ここはI病院の奥の方で法面に囲まれて、屋敷ぐらいにしかないんですけどもその隣の208ノ1というところに宅地がありまして、そこに今現在もう家が建っております。家は古いんですが、その208ノ1の宅地を家とともに購入するというので、208の2と3の畑については、一緒に買って下さいということで購入をしたような次第でございます。

H, T君は畜産をメインに世帯員、ここでは3となっていますが現在は世帯員は5名、労働力は3です。機械等も装備され、農地の利用状況も十分管理されております。畜産に対して非常に魅力を持っている青年であります。農業に常時従事している状況でありますので、何ら問題はないと思われまして。それと値段については、家土地が全部で600,000円ということで、この2つの土地については付随をしていると、土地については値段をつけられないというようなことでした。入口も狭く1か所はトラクターも入れないような所で菜園ぐらいしかできないようなところですよ。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。次に落司委員から調査報告をお願いします。

15番 落司委員 15番報告いたします。この件は、先月幹旋にでた物件でございまして、そこを丁度M, Tさん名義の上下にあり、1枚の田んぼになっているわけでございますので、M, Tさんが今年3月に退職されまして、事務局の方からお話がありましたようにトラクター、管理機、動噴等を購入されて農業をやることに意欲をせっせと持っているため、お話をしましたところ、買いますからということで契約いたしました。10a当り200,000円ということで6畝でございますので1,200,000円、端数は切り捨てて契約いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。次に4番木原委員報告をお願いします。

4番 木原委員 受付番号11号につきましては、約1年ぐらい前に売買をされた関係で譲渡人のMさんの方から400,000円でいいから購入してくれないかという相談があったということで、今回購入されたものであります。場所はNの信号の所から少し5~6枚上の所で、今現在は何も植えてありませんが、R, Tさんについては、馬鈴薯と米を中心にされている方で、今年から農協の馬鈴薯部会にも加入されまして、もともとは左官業の方ですけども農業に力を入れていらっしゃる所でございます。労働力につきましては、子供も町内に居住しているということで、3条許可要件については局長から説明があったとおりに満たしておりますので、何ら問題はないと思われまして。

議 長 | ありがとうございます。次に12番鮫島委員報告をお願いします。

13番 鮫島委員 | はい、報告いたします。AさんとHさんは親戚関係でございます。Hさんの近くにAさんの伯父さん所有の土地がありまして、今はTさんの所有の土地になってはいますが、土地建物があり、それを購入されたとしてこの宅地の隣に今はミカンや野菜などが植えられている畑がありますけれども、その畑まで買い取ってほしいということで今回買われるようになったということでございます。Hさんにつきましては、先般の総会の折に利用権の設定の折に報告いたしましたけれども、旦那さんはつとめにでておられ、お父さんも高齢でございますけれども農業の手伝いをして、これまでやってこられております。これから旦那さんが定年されるにあたり、自分たちが中心になり農業をやっていくということでございます。このようなことで、農業機械等も自分の所有ではございませんけれどもお父さんのトラクター、管理機等を貸してもらってやっていくということでございます。労働力、技術等につきましても同様でございます。お父さんの指導をいただきながらジャガイモや野菜等を作っていくということでございますので、取得要件を満たしているものと思われまいますので、審議の程よろしくお願いたします。

| ちなみに価格の方は、240,000円ということでございます。今はミカン等を作っている場所が安いようですが、親戚ということでもありこのようになっています。以上です。

議 長 | ありがとうございます。ただ今4名の委員からそれぞれ調査報告がありましたが、質問あるいは異議等はありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第17号「農地法第3条許可申請について」採決します。議案第17号は原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第17号「農地法第3条許可申請について」は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 | 次に議案第18号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | 議案第18号について説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転受付番号7号について説明いたします。

| 譲渡人は、K、MさんでM在住の方です。申請地は、馬場字西ノ下857番1、地目は台帳現況ともに田、地籍は1,485㎡です。

| 譲受人は、K、K公社です。取得要件等について担当委員から調査報告をお願いします。調査員は4番の木原委員となっています。

議 長 | 木原委員、調査報告をお願いします。

4番 木原委員 | この件につきましては、2月だったと思いますが斡旋申し出がありまして、T、FのT、Hさんの田んぼの隣接地で、2月の定例総会の後すぐに交渉に入りまして、最初売り手の方が2,800,000円ぐらい畝の200,000円ぐらいを要求されまして、本人たちが親戚関係にあるそうですけれどもちょっと高いのではないかとということで、なかなか成立しませんでしてもしたら、2,000,000円でもいいから購入してもらえないかもう1回相談していただけないかということがありまして、今回成立したとものであります。T、Fの方で買い戻す予定でありまして、3年ぐらい公社の方で買い上げてもらってその間地代を払うということで今回公社の方に買い上げてもらったということでもあります。以上です。

議 長 | ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の報告について質問、異議等はありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第18号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について採決します。議案第18号受付番号第7号については、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって議案第18号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請については、原案のとおり決定しました。

議 長 | 次に議案第19号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは議案第19号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について説明いたします。尚、受付件数が29件と多数にわたっておりますので、初めに受付番号68号から80号までと同じく81号から96号までの2回に分けて説明並びに審議をお願いし、説明および審議が終了後一括して採決をお願いいたします。

初めに受付番号68号の貸し人は、I，MさんU自治会の方です。
申請地は田代川原字ホケノ頭3087番3、現況地目は畑、地積は4,812㎡です。
貸付期間は、平成24年8月1日から平成29年12月14日まで、小作料は10 a 当り5,000円となっております。

借り人は、N組合法人N生産組合でM町所在です。経営規模は、構成員11人、労働力19人、雇用労働力述べ5,016日、自作地12,194㎡、小作地21,178㎡となっており、牛、大豆、野菜等の大規模経営であります。担当調査委員は、1番の近川委員です。

次に受付番号69号の貸し人は、K，SさんM町在住の方です。申請地は、田代川原字田代河5914番1、現況地目は田、地積は1,339㎡です。
貸付期間は、平成24年8月1日から平成34年12月14日まで、小作料は10 a 当り5,000円です。

借り人は、N組合法人N生産組合ですので経営規模等は前号の68号と同様ですので、省略いたします。担当調査委員は、68号同様1番の近川委員です。

次に受付番号70号の貸し人は、I，TさんU自治会の方です。
申請地は、田代麓字久木野5180番5、現況地目は畑、地積は6,839㎡です。
貸付期間は、平成24年8月1日から平成34年12月14日まで、小作料は10 a 当り30,000円です。

借り人は、Y，FさんU自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、雇用労働力述べ300日、自作地が33,481㎡、小作地743㎡となっており、茶の専業農家です。農業機械の所有状況は、トラクター、摘採機、防除機、トラック等となっております。担当調査委員は、3番東郷委員です。

次に受付番号71号の貸し人は、K，FさんK自治会の方です。
申請地は、馬場字田ノ神後1674番、現況地目は田、地積は2,976㎡です。
貸付期間は、平成24年8月1日から平成34年12月14日まで、小作料は10 a 当り30,000円です。

借り人は、O，HさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、雇用労働力述べ100日、自作地が8,039㎡で小作地はありません。インゲン、馬鈴薯等の野菜栽培を主体に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、田植え機、動噴、イモ堀機、管理機等となっております。担当調査委員は、15番落司委員です。

次の受付番号72号から76号までの5筆分は貸し人、借り人ともに同様ですので一括して説明いたします。

第72号の貸し人は、U、KさんR自治会の方です。申請地は城元字南ノ前1008番、現況地目は田、地積は1,021㎡です。

貸付期間は、5筆とも平成24年8月1日から平成29年12月14日まで、小作料はいずれも10a当り20,000円です。

第73号の申請地は、城元字南ノ前1009番1、現況地目は田、地積は437㎡。

第74号の申請地は、城元字南ノ前1009番3、現況地目は田、地積は475㎡。

第75号の申請地は、城元字南ノ前1010番、現況地目は田、地積は1,087㎡の内500㎡。

第76号の申請地は、城元字田ノ神下1212番、現況地目は田、地積は1,461㎡で5筆合計3,894㎡となっております。

借り人は、5筆ともH、YさんOS自治会の方です。経営規模は、世帯員5、労働力3、雇用労働力述べ180日、自作地、小作地ともありませんが馬鈴薯、インゲンを中心に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、動噴、茎葉処理機、軽トラック等となっています。担当調査委員は、15番落司委員です。

次に受付番号77号から79号についてもただ今と同様ですので、一括して説明いたします。貸し人は、U、YさんR自治会の方です。申請地は、

77号が城元字南ノ前989番1、現況地目は田、地積は627㎡。

78号は城元字南ノ前989番3、現況地目は田、地積は719㎡。

79号は城元字集1364番1、現況地目は田、地積は2,973㎡の内2,000㎡で3筆合計3,346㎡となっております。

借り人は、3筆ともH、Yさんですが、受付番号第72号から76号までと同様ですので経営規模等の説明は、省略させていただきます。

次に、受付番号第80号の貸し人は、U、RさんR自治会の方です。申請地は、

城元字町ノ上728番1、現況地目は田、地積は1,176㎡です。

貸付期間は、平成24年8月1日から平成29年12月14日まで、小作料は10a当り20,000円となっています。

借り人は、前号同様H、Yさんですので、経営規模等は省略させていただきます。担当調査委員は、15番落司委員です。

ここで、説明を一区切りしまして、3人の担当委員の方々から調査報告の説明をいただき、審議をお願いしたいと思います。

議長

それでは、近川委員から順次、調査報告をお願いしますが、受付番号68号から80号までまとめて審議を行い、採決については81号以降の説明終了後一括して実施いたしますので、そのようにご了承願います。

初めに1番近川委員から調査報告をお願いします。

1番
近川委員

受付番号68, 69号でございますが、I、MさんK、Sさん共に規模縮小ということでございまして、借り人はN生産組合ということでいわゆるJSでございますが、先ほど詳しく説明がございましたが土地利用は、すべて耕作され利用されており、主に大豆、飼料等を中心にされているようでございます。機械等についてもすべての機械がそろっており、労働力におきましてもそろっております。何ら問題はないと思われまます。以上です。

議長

ありがとうございました。次に3番東郷委員から調査報告をお願いいたします。

3番
東郷委員

I、Tさんは、Y、Fさんと一緒に茶工場等共同で仕事をしていたのですが、今度K市に勤めに出るということで、一番最後の子供さんが今度の3月で卒業ということでその時に一緒にKに出るということで、お茶をやめるということです。Tさんが作っていた畑をY、Fさんが引き受けてやるということで話がまとまりまして、10a当り30,000円ということで話がまとまりました。Yさんは、お茶専業ですので説明がありましたとおり茶工場を持って、いろいろな機械も持っております。今までI、Tさんの名義で作っていた畑がY、Fさんに代わるということです。問題はないと思われまます。審議をよろしく願います。

議長

ありがとうございました。次に15番落司委員から調査報告をお願いいたします。

15番落司委員 | 報告いたします。71号のK, FさんとO, Hさんでございすけれども、O, Hさんは馬鈴薯と米、インゲンを作っておられまして機械類も装備がされておりますけれどももろもろの畑もよく耕作されて、草も生えていないような中でよく手入れされておりますので何ら問題はないものと思われす。10 a 当り30,000円ということですのでよろしくお願ひします。それから、72号から80号までのU, KさんYさんお二人の農地でU, Yさんの分でございすけれども親戚になりまして、今まで作っていらっしやったんですけれども農業委員会を通さず、俗にいう闇小作という形で耕作されておられまして、農業委員会を通しておいた方がいいよという話の中で、一緒に契約していただきました。

議 長 | H, Yさんは、前認定農家になっていらっしやったんですけれども今は継続の書類を提出されていない状況の中で、お父さんと一緒に米、ジャガイモ、インゲン、オクラ等を一生懸命作っていらっしやいますし、また事務局から話がありましたとお雇もされており、問題はないと思われす。

全委員 | なし。

議 長 | それでは引き続きまして、事務局から受付番号第81号から第96号まで一括して説明をお願いいたします。

事務局 | それでは、受付番号第81号から説明いたします。
第81号の貸し人は、Y, MさんS自治会の方です。申請地は、城元字中島254番1、現況地目は田、地積は2,954㎡です。貸付期間は、平成24年8月1日から平成29年12月14日まで、小作料は使用貸借のためありません。
借り人は、N, KさんH自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、雇用労働力延べ30日、自作地は10,513㎡、小作地が30,071㎡です。野菜、水稻を中心に幅広く経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、ハーベスタ、田植機、モア、軽トラック等となっています。担当調査委員は、15番落司委員です。

次に第82号、83号について説明いたします。貸し人は2筆ともI, TさんU自治会の方です。申請地は、
第82号が田代麓字立神5147番736、現況地目は田、地積は9,596㎡。
第83号は田代麓字立神5147番737、現況地目は田、地積は3,306㎡で2筆合計12,902㎡の内9,000㎡となっています。貸付期間は平成24年8月1日から平成34年12月14日まで、小作料は、10 a 当り10,000円です。
借り人は、T, TさんT自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力4、自作地は64,168㎡、小作地が61,698㎡です。お茶専業で多角的に経営されています。農業機械の所有状況は、摘採機、防除機、トラック等となっています。担当調査委員は20番基委員です。

次に受付番号第84号の貸し人は、S, EさんU自治会の方です。申請地は、田代麓字内ノ牧5124番41、現況地目は田、地積は1,256㎡です。貸付期間は、平成24年8月1日から平成29年12月14日まで、小作料は使用貸借のためありません。
借り人は、U, AさんU自治会の方です。経営規模は、世帯員1、労働力1、自作地のみ1,289㎡で畜産を主として経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、モア、テッダー等となっています。担当調査委員は、20番基委員です。

次に受付番号第85号の貸し人は、Y, KさんF自治会の方です。申請地は、田代麓字内ノ牧5128番35、現況地目は田、地積は1,854㎡の内700㎡です。貸付期間は、平成24年8月1日から平成29年12月14日まで、小作料は使用貸借のためありません。

借り人は、U, AさんU自治会の方ですが、第84号と同様ですので、経営規模等については省略させていただきます。以下、第93号まで借り人は同様ですので、貸し人の概要のみ説明いたします。

第86号と87号の貸し人は、Y, MさんU自治会の方です。申請地は、第86号が田代麓字高田山5,093番3、現況地目は田、地積は1,355㎡。第87号は田代麓字高田山5,093番9、現況地目は田、地積は316㎡で2筆合計1,671㎡となっています。貸付期間並びに小作料については第85号と同様のため省略させていただきます。借り人についても、第85号と同様のため省略させていただきます。

次に第88号の貸し人は、T, YさんB自治会の方です。申請地は、田代麓字井出駄床5071番9、現況地目は畑、地積は2,612㎡です。貸付期間は前号と同様ですが、小作料は5,000円となっています。借り人についても第87号と同様のため省略させていただきます。

次に第89号から第93号まで貸し人が同一ですので、一括して説明いたします。貸し人は、いずれもK, RさんU自治会の方です。申請地は、第89号が田代麓字井出駄床5080番7、現況地目は畑、地積は416㎡。第90号は田代麓字井出駄床5080番8、現況地目は畑、地積は621㎡。第91号は田代麓字井出駄床5080番9、現況地目は畑、地積は218㎡。第92号は田代麓字井出駄床5080番10、現況地目は畑、地積は747㎡。第93号は田代麓字井出駄床5080番11、現況地目は畑、地積は608㎡で5筆合計2,610㎡となっています。貸付期間は前号同様のため省略させていただきますが、小作料は全部で5,000円です。借り人については前号同様ですので、省略させていただきます。以上、いずれの担当委員も20番基委員です。

次に第94号の貸し人は、O, SさんI自治会の方です。申請地は、田代麓字永山1280番、現況地目は畑、地積は5,040㎡です。貸付期間は、平成24年8月1日から平成29年12月14日まで、小作料は40,000円となっています。借り人は、S, HさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力4、雇用労働力延べ30日、自作地が13,410㎡、小作地が26,789㎡、農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、乗用田植え機、甘藷堀機等となっています。担当調査委員は、2番鈴委員です。

最後に受付番号第95号と第96号について説明いたします。2筆とも貸し人は、K, FさんK自治会の方です。申請地は、第95号が馬場字地荒神ノ下2408番1、現況地目は田、地積は816㎡。第96号は馬場字地荒神ノ下2410番1、現況地目は田、地積は537㎡、2筆合計1,353㎡です。貸付期間は、平成24年8月1日から平成34年12月14日まで、小作料は米30kgを6俵となっています。

借り人は、K・K, T, FさんK自治会所在です。経営規模は、構成員2、雇用労働力18人、自作地はなく、小作地のみ11,181㎡、農業機械の所有状況はトラクター、トラック、乗用防除機、田植機、草払い機、コンプレッサー等となっています。担当調査委員は17番寺田委員です。

議 長 しばらくお待ちください。（審議案件に関係する貫見委員と東郷委員は、一時審議会場から退席、その後審議開始）

議 長 それでは、受付番号第81号から順に担当調査委員より、報告をお願いします。初めに15番落司委員よろしくをお願いします。

15番落司委員 この件は、Y, MさんとN, Kさんは親戚になりまして、Nさんは農業委員でございますが、使用貸借という形で忙しい時期に手伝ってもらおうという中でこういう契約になっております。Nさんも畑等は十分耕作されまして、きれいにされておりますので何ら問題はないと思われま

議 長 ありがとうございます。次に基委員をお願いします。

20番
基 委員 | はい、82号83号について説明いたします。先ほどI, Tさんが出てきましたけれどもこれはお茶をやめるということで、Tさんに借りてくれないかということで前の部分では10a当り30,000円となっておりますけれども、Tさんが買える部分は反当10,000円ということで、Kに引っ越すからどうしても10,000円で作ってくれないかという持ち主の相談でTさんが引き受けたということでございます。内容は、認定農家でもありますし、他の部分も何ら問題はないと思います。続けて説明いたします。84・85・86・87号は、U自治会の方々でございまして、高齢のため農業ができず荒れているところでございます。そういうことでこれまで12年ぐらいそのままにしてあったわけですが、これから出てきます89号から93号までの耕作放棄地解消事業に乗せる代わりに幹旋をしてくれないかということをお願いしたところ、U, Aさんが今まで借りていたところを利用権の設定に乗せるという形になっております。本人は、牛を8頭飼っており年齢は44歳でまだ独身です。今の状況は飼料作を中心に取り組まれるようで、農地の利用状況は完璧です。農業従事日数も年間常時従事しておられ、何ら問題はありません。頑張り屋さんでございます。以上です。

議 長 | ありがとうございます。次に鈴委員お願いします。

2番
鈴委員 | この件については私は係っていないためよくわかりませんが、S, H君は、私の地域の農家ですので、S, H君の状況について説明をしたいと思っております。以前までタバコを作っていたらっしゃんですが、タバコをやめられて今、水稻と甘藷を一生懸命頑張っておられまして認定農家でもございますし、意欲のある農業青年でございます。労働力についても両親もまだ元気で、加勢をしていただいておりますので、何ら問題はないと思っております。

議 長 | ありがとうございます。次に寺田委員お願いします。

17番
寺田委員 | 説明いたします。95号96号の借り人のT, Fさんですけれども代表は、T, H君で先月の総会でも出てきまして説明しましたとおり、認定農家であり、やる気等すべての条件を満たしていると思われまますので、よろしくお願いします。

議 長 | ただ今、4人の委員から報告をいただきましたが、第81号から第96号までについて質問異議等はありませんか。

採決の前に81号から83号について異議等ないかお諮りします。質問、異議等はありませんか。

1番
近川委員 | 82号83号は田んぼとなっておりますが、畑ではないんですか。

事務局 | 82号83号は、地目は畑です。田ではありません。事務局の誤りですので訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。

18番
安水委員 | 70号と82号83号は、同じ譲渡人にも係らず金額が30,000円と10,000円と違いますが今後何にも問題はないのですか。

事務局 | IさんとYさんは、共同経営をされていまして、その関係で金額を決められ、Tさんとは後の畑活用をお願いされていますので、条件内容は異なりますのでそのようになったと思われまます。

議 長 | それでは改めまして、81号から83号までを先に採決します。異議ありませんか。

全委員 | なし。

(ここで、一時退席していた貫見委員、東郷委員は審議会場に入場し、審議開始)

議 長 | それでは、68号から80号までと84号から96号までを採決いたします。

ただ今すべての調査報告が終わり、審議も終了いたしましたので、一括してお諮りします。議案第19号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について採決します。議案第19号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第19号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請については原案のとおり決定しました。

議 長 | それではここで休憩をいたします。

(休 憩)

議 長 | それでは休憩前に続きまして、次に議案第20号耕作放棄地調査の非農地の取り扱いについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | 議案第20号耕作放棄地の非農地の取扱について説明いたします。申請地は、馬場字京ノ峯2942番、地目は台帳登記簿共に畑、地積は8,296㎡、所有者はM、Mさんです。耕作放棄地の把握年月日は本年6月27日、農業委員会の現況確認日は同じく7月23日です。農業委員会の判断としましては、資料に記載のとおりですが、現地確認を行った担当委員の15番落司委員から調査報告をお願いします。

議 長 | ただ今、耕作放棄地の調査で非農地と判定した農地について説明がありましたが、しばらくの間各委員ごとに確認をお願いいたします。

全委員 | 資料内容の確認

議 長 | それではこの件について、落司委員に調査をしていただきましたので報告をお願いします。

15番落司委員 | ただ今事務局より説明がありましたが、7月23日会長、事務局長、担当、それと私4人で現地調査をいたしました。農振地域内の農用地区域外ということで、今ありましたようにすべてにクヌギが植えてあり、杉が何本か立っている中、ほとんど周りも山で山林になっても何ら問題はないと思われます。以上で終わります。

4番木原委員 | 何年ぐらいなるのですか。

事務局 | もともとは畑だったんですが、昭和47年に山に変更されているんですが、昭和63年の国土調査、地籍調査でまた畑に戻していらっしゃいます。その当時、シイタケ木ということでクヌギを植えていらっしゃって、その当時の担当者がシイタケ木だからということで畑に変えたようですが、実際はその当時も山に近い状態だったと思われます。それ以降15年以上が経過しており、今回非農地でよいのではないかとということで提案された次第です。

15番落司委員 | 下払い等はきれいにされ、手入れされておりました。けれども畑にするには、もう無理であろうと思われます。

議 長 | それではよろしいでしょうか。ただ今報告があり各委員共ご確認いただいたことと思えます。異議または質問等はございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第20号耕作放棄地調査の非農地の取り扱いについて採決します。議案第20号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがいまして、議案第20号耕作放棄地調査の非農地の取り扱いについては原案のとおり決定しました。

以上で平成24年度第4回錦江町農業委員会総会の附議事項を終わります。

会長

6 番

7 番

議事録調整者 折久木まり子